

（午前10時46分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回は2点についてやっていきたいと思えます。

まず、1点目ですけれども、橋本市都市計画事業中心市街地第一地区土地地区画整理事業の進捗状況と今後についてお伺いいたします。

本事業は、昭和60年に基本計画が承認され、平成8年度に事業実施認可を得て、特別会計を設置し、事業施行に取り組んでこられております。そして、平成16年9月に、財政健全化計画に沿って見直し計画案として、第一地区7.1haを、先行区域3.6haと休止区域3.5haに区分され、先行区域の見直し作業がなされ、その後、平成18年4月に、紀の川護岸整備が国直轄施行として採択されたことにより、先行区域に紀の川沿い区域を含めた約4.9haの見直し計画が、平成18年12月に出されました。これは、市議会の経済建設委員会だったと思えます。

以降、事業が進められていますが、進捗状況がどうも悪いように見受けられますし、市民の方からも同様の声が聞かれます。見直し時の計画どおり進んでいるのか、先行区域が予定どおり完了し、さらに休止区域の最終判断も予定の時期にできるのでしょうか。厳しい財政状況の中で、人件費も含め、本事業に

かかる費用は莫大なものがあります。スムーズな工事進行と思い切った判断が求められているのではないかと思います。

以下の点について、詳しく説明をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

工事の進捗状況と先行区域の完了見通しについて。

続いて、幹線道路となる都市計画道路・古佐田橋本線の全面開通の時期について。

本事業の平成19年度末までの事業費について。国庫補助金等と市負担額、これは起債と一般財源ですけれども、そして補償費、工事費、人件費等に区分して詳しくお願いいたしたい。

続いて、休止区域の検討、整備方針の決定が、当初どおり進めることができるのでしょうか。このことについてもお尋ねいたします。

五つ目として、対象地域、現在、先行区域のほうについては住民説明等が鋭意なされておられるんですけども、第一地区全体、休止区域も含めて住民への説明がきちとなされておるかどうか。そして、議会への説明についても、18年12月の経済建設委員会以降、出されてないと思いますので、この辺について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

二つ目ですけれども、運動公園及び県立体育館利用者（特に学生や青少年団体）の宿泊施設として、現在、一番奥に建っています郷土の森学習体験棟の活用、またはその周辺地へ宿泊棟及びキャンプサイトを建設してはどうかということでお尋ねいたします。また、その郷土の森学習体験棟の現状についてもお尋ねいたしたいと思えます。

私は、何年も前から、県立体育館建設当時

から、運動公園内もしくはその周辺に、青少年のため、とりわけ運動公園や県立体育館利用者も含めまして、例えば中学校、高校、大学等のクラブやスポーツ少年団、子ども会やそれに伴うジュニアリーダー、青年リーダー、またガール、ボーイスカウト等の宿泊研修施設建設を強く要望してまいりました。

市長、当局の努力によりまして、来秋には市役所周辺にビジネスホテル（ルートイン橋本）が開業される運びとなっておりますけれども、そんな中で、少しはこの宿泊施設の充実というものが図られると思うんですが、そんな中で、青少年が団体で安く宿泊することはまず無理だと思います。よって、この運動公園の郷土の森学習体験棟も含めまして、いろんな現有施設の活用が大事かと思っておりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

終わります。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）辻本議員のご質問にお答えをいたします。

郷土の森学習体験棟は、橋本市運動公園の森林区域を、自然環境の保全と里山の整備を図るため、平成13年、郷土の森整備活動の拠点として建設されました。学習体験棟は、郷土の森の案内や説明のほか、利用者の休憩、集会、教室など多目的に利用できる施設として、また、管理活動に必要な作業道具の保管場所として活用されております。

学習体験棟を運動公園や県立体育館利用者の宿泊施設に、とのおただしてございますが、このように自然や里山の保全活動を目的に設置された施設であり、かつ構造上もスペース的にも、宿泊できる十分な要件を満たしておりません。したがって、宿泊できない施設

であることをご理解をお願いいたします。

また、周辺地へ宿泊棟及びキャンプサイトの建設を、ということですが、学習体験棟周辺では、子ども会やボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年団体がテントを張り野営するなど、活発に野外活動が行われております。子どもたちが自然と触れ合い、自然の中で共同生活を体験することは、子どもたちが成長する上で非常に大切なこととございます。そのため、新たな宿泊施設の設置は財政上困難でございますが、学習体験棟周辺に、こうした野外活動を助ける炊事場の設置等、必要と思われる施設整備を図ってまいりたいと考えております。

市の中央部に位置しながらも豊かな自然が残り、自然と触れ合うことのできるこの郷土の森を、より多くの皆さんに知っていただき、その活用を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中上良隆君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）中心市街地土地区画整理事業についてお答えします。

本事業につきましては、平成8年12月に事業認可を得てスタート、13年度より仮換地指定を順次行い、建物移転が完了したところから工事着手し、整備しているところです。

現在は、全体区域7.1haを先行区域、4.9haと休止区域2.2haに分け、まずは先行区域の早期整備に全力を傾注しています。平成19年度末現在、仮換地指定面積は2万905㎡、整理後宅地面積の47.1%に、また、土地所有者に整備完了した宅地をお返しした使用収益開始面積は6,143㎡、同じく13.8%です。

先行区域は7つのゾーンに分けて整備を進めており、うち2つのゾーンが工事完成し、残りの5つのゾーンについても、平成24年度

末の工事概成に向けて努力しているところで
す。

幹線道路である都市計画道路・古佐田橋本
線については、地区内への工事用車輛の唯一
の進入路として、また国庫補助金の投資効果
を実現するためにも、早期に整備する方針を
掲げています。通常の道路建設事業と違い、
面整備を同時に進める区画整理事業であり、
先行区域の工事概成目標である 24 年度末ま
でに、全線開通させるべく努力しているところ
です。

事業認可を受けた平成 8 年度から 19 年度
までの事業費は 78 億 3,100 万円です。主な内
訳は工事費 3 億 2,900 万円、補償費 53 億
7,200 万円、人件費が 10 億 1,700 万円となっ
ています。その財源は、国庫支出金が 11 億
7,100 万円、公共施設管理者負担金が 9 億
8,600 万円、地方債が 12 億 7,500 万円、一般
財源が 43 億 9,900 万円です。

休止区域については、見直し計画発表時に、
「先行区域の完了後に整備を行う区域とし、
平成 21 年度より検討を行い、24 年度までに
整備方針を出す予定であるが、検討時の財政
状況によっては、中止の判断をせざるを得な
い可能性も含む」としています。本年度は見
直し作業着手に向けての準備段階として、各
種の条件整理作業を進めており、予定どおり
21 年度から見直し作業に本格着手します。

この事業の成否は、関係住民の理解と協力
にかかっており、行政のみの努力では到底、
完成に至らないことは、これまでの事業展開
からも明らかであります。したがって、関係
住民の皆さまへの情報提供はもちろんのこと、
議会に対しましても適時適切に報告、説明を
行ってまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）12 番 辻本君、再質問
ありますか。

○12 番（辻本 勉君）そうしたら、再質問を

やっていきたいと思います。

まず、1 番の工事の進捗状況をお答えいた
だいたんですけども、当局として、工事が遅
れておるという認識を持っておるんかどう
か。24 年までに鋭意進めていくということな
んですが、一般市民から見ますと遅れている
ように見受けられます。そういう声がたく
さんありますので、当局として工事が順調
に進んでおるんか、遅れておるんかとい
う、はっきりしたご答弁をお願いしたい
んですが。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）今現在、補償交
渉には入っておりますが、若干水面下で非
常に見えにくいという部分があります。た
だし、約 2 名の未賛同者が非常に難航して
おりますので、その結果からいけば、遅
れておるという認識でおります。

○議長（中上良隆君）12 番 辻本君。

○12 番（辻本 勉君）遅れている要因とい
うのは、補償交渉がスムーズにいった
ない。今、答弁いただきました 2 カ所
ほどの補償交渉がうまくいったとい
うのが、工事が遅れておる要因とい
う解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）その点につ
きましてはそうでございます。

なお、御殿橋ゾーンにつきましては、御
殿橋のかけ替えが、国土交通省によ
ってまず行われるとしております。それ
につきましては、約 21 年度までかか
る見通しでございます。若干、御
殿橋ゾーンの仮設道路の位置と
かにつきましても、その点、遅
れております。

紀の川ゾーンにつきましては、国土交通
省河川のほうで、親水護岸の工事を
本年度から着工いたしまして、こ
れも 22 年度で完成予定の計画で
スケジュールで進んでおります。な
お、そのスケジュールにつきまして、ま
ず紀

の川ゾーンにつきましては、本年度に仮換地の指定を行い、また、建物調査を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）大変だと思いますけども、できるだけ速やかに補償交渉をお願いいたしたいと思っております。

2番目の、古佐田橋本線の件なんですけど、早期整備に向けてということで、24年度完成ということなんですけど、この区画整理事業の目玉といいますか、中心的なものは、特に古佐田橋本線の工事といいますか、全面開通をすることが、一つの大きな橋本市の中心街の活性化につながっていくということなので、まずはここをきちっとやっていくということが一番大事な部分ではないかなと、このように考えておるんです。

そんな中で、何でこの古佐田橋本線が遅れておるんかという市民の声がどんどん出てきたというのは、これは、今年の紀の川祭の橋本駅から会場へのルートという形で市のほうが取り組まれたという中で、あの周辺を歩いていってると。そしたら、真ん中で完全に行きどまりになっておるといって、そういう状況があったので、多くの市民の方から、どないなってるんかという話がありました。その辺もありますので、その幹線道路をきちっと整備していくというのが、まず第一やと思うので、その辺に力をぜひとも注いでいただきたいなと思います。それさえすれば、あとの部分もかなり進んでいくかなと。そこの換地とか、いろいろ難しい部分があると思うので、区画整理と並行してやっていかなあかんという難しい部分があると思うんですけども、できるだけ古佐田橋本線を、一日も早く全面開通するというように努力をいただきたいと、このように思います。そこはそれで終わって

おきます。

事業費の件なんですけども、かなり金額が上がってきておるのかなと。前にいただいた資料では、昭和60年から平成14年までの総支出で約50億円という話がありまして、その後、今後の見通しということで、残事業で119億円。一般財源で77億円、73億円ですか、起債4億円ということで、これ、いただいておりますけども、工事費のトータル的に見て、事業が遅れば遅れるほど、やはり補償費の問題も大変難しい部分が出てきますし、なおかつ人件費もずっとかかってくるということになりますと、事業費総額が大きく膨らんでいく可能性が大いにあると思うんですけども、その辺の総事業費の、現段階で見通しといいますか、当初計画よりもかなりの大幅アップになるのかなと思うんですけど、その辺の見通しについてご答弁をお願いします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）総事業費につきましては、平成19年度から18年度の12月に、議会にお示ししました資料に基づいてお答えいたします。

まず、先行区域につきましては、あと残事業として52億6,000万円ということで、ほぼ、若干もし一、二年ずれることがありましても、この約52億という数字はほとんど変わってこない想定しております。

まず人件費につきましては、事業が早く済めばそれだけ人件費も助かるんですけども、平成19年度につきましては、人件費が約8,800万円程度要っております。これであと4年間をすれば、約3億5,000万円という形のものになってこようかと思っております。

それと、先行区域についてですが、休止区域につきましては、概ねこの3年間で事業の見直しを行い、その中で推移しながら人件費等は何名要るかというのは、後の計画の中で

お示ししたいと思っております。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ありがとうございます。そしたら、4番目の休止区域の検討、整備方針の決定ですが、平成21年から検討に入って、平成24年に決定をしていくという当初の予定は狂ってないということなんですが、休止区域の住民の方から見ていきますと、先行区域の工事が遅れてくると、どうしても見直しは21年から24年にやっていただいても、実際、その中で休止区域も今後工事やりますよという決定がなされても、先行区域がずれ込むことによって、休止区域の工事もずれ込むと、大きくずれ込んでいく可能性があるんですね。そういうことが休止区域の方というのは、ものすごい心配をしておるので、見直しを21年から24年にやってでも、予定どおりの、万が一、中止と決定がされればあれなんですけど、工事をやっていくということの英断を下されたときに、さらに工事がものすごく遅れてくるということになりますと、休止区域の住民、あの周辺全体ですが、高齢化がかなり進んでおるといって、本当にずるずるずる延ばされていく中で、最終的に工事やりますよと決定されても、実際、その休止区域の住民の方が、その事業を望んでいるのかどうかということが大きな問題かと思うんです。もう今さら工事やりますよと決定されても、私ら高齢化でそんなもん、跡取りもおれへんし、そんな工事していらんよというような状況にならざるを得ん状況ですね、今のあれからいきますと。

そうなので、もっとその、5番にも入れるんですけども、休止区域の人の考えといますか、いろんな話をきちっと聞いた中で、ほんまにどないしていくんかということ、その24年と言わんと早く結論を出してやるといのが大事かなと思うんです。これはもう

市長のご判断しかないと思うんですけども、そうでないと、ずるずるずるずる、ほんまにいつ、うちら決定されるんか、やるかやらんか決定されるんかなど。決定されても工事いつまでかかるんかいなど、大変心配してはるので、その辺を現時点でどうのこうのと答弁できるかどうかわかりませんが、市長、どういうふうにご考えておられるんか、ちょっとご答弁お願いしたいんです。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）辻本議員の質問にお答えしたいと思います。

本市の抱えておる最大の課題は、やはり市街地の区画整理事業、これを終結するについては、大変なエネルギーが要るものとお考えおるわけでございます。

先刻もまちづくり協議会の総会に私、出席させていただきました、いろいろと感じました。やはり、私の考えとしては、古佐田橋本の都市計画道路、これは何としても、一日も早く完成しなければならないというのは第一であります。その次には、紀の川ゾーン、これの道路拡幅、公管金も含めて、そして迅速にやはりあの狭い道を拡幅する必要があるということがその次。そして、続いては駅前の県道駅前線、やはり道路関係を優先していくことが非常に大事であると認識しておるわけでありまして。

ところが、都市計画道路の古佐田橋本線について、第三ゾーンですね、これ30戸あるんですよ。この間から非常に職員の迅速な対応をしてほしいということの、強い多くの意見もございました。私は、あんたら関係住民の皆さんがもっと積極的にね、難しい人おるんですよ。これ、収用にかけるわけにいかんですね。ほんで、そこらの家へアタックしてくださいよ。市がやれ、市がやれとね、それ、

市は当然責任ありますけども、あんたらと、やっぱり住民と一体となってやはりやるのが大事と違いますかということで、私も大分力説しておいたんです。

そういうことで、とにかく最大の課題、これは和歌山県の東の玄関口として、本当にふさわしいまち、このまちをつくっていくためには、どこかでつち音をさせとかないかんとということが私の基本理念です。

入ってみますと、3割程度の人は早くやっってくださいということと言われるけれども、3割以上の人は、先ほどのご発言のように、私らの高齢化で、もうじつとこれでいいよと言われる。あとの3割は、まあ思案してみますわというような実態なんですよね。やはり、地域がやるとなれば、本当に皆さんが力のあるにかかわらず、やっぱり一つになっていただいて成功させることが絶対条件やと思うんです。地元の協力なくして、これは成功のためがないということ、この間しっかりと言うてきたわけでありまして。

そんなことで、第三ゾーンを特に力を入れて、我々としてもできるだけ早く仕上げていくように、財政硬直化はしておりますものの、努力をしてまいりたいと思っておるわけでございますが、またひとつ辻本議員も、時に触れ、機会に触れ、入り込んでいただいて、ひとつ難しい人の説得にお力添えをいただきたいなど。これは、やっぱり我々も努力せないかんですが、議会の皆さんも時に触れ、機会に触れ、ひとつ住民運動、これこそ協働ということ、これから私の任期中は徹底して協働、市に皆やってもうたらええわというようなことでは、とても現在の体制ではできませんので、住民の力を存分に生かさせていただきたい、そういう考えでございます。

答弁になったのか、大分不安な面もありますけども、私の任期中は精いっぱい努力して

まいりたいと思います。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ありがとうございます。

市長の言われたとおり、関係住民の理解と協力というのが一番大事なと。そもそも、スムーズにいかなかったというのは、当初から、やはり市と地域関係住民との対話といいますか、コミュニケーションがちゃんと図られていなかったというのが、一つの大きな原因かなと思います。

そんな中で、今後、現在難しい問題を抱えておる先行区域の中でも、十分地域の方々もご協力いただかんといかんですけども、とりわけ、休止区域というのは大変不安になっています。そんな中で、5番にも書いているんですが、第一地区全体、その先行区域への説明とかいろいろはいいいんですが、それとあわせて、やはり休止区域の方にも現在どうなっている、こうなっているという話をする中で、頑張っておるんやと。その次にはあなたの所へ来ますので、いろいろご要望とかも含めて、理解と協力をいただきたいということで、開発事務所のメンバーと地域住民が一体となってコミュニケーションを図るような方法を、ぜひともとっていただきたい。そのときに来てとっていったのでは遅いので、今の段階から休止区域の方々と、常にコミュニケーションをとっていくということ、ぜひともやっていただきたいなと思います。

それと、議会への説明なんですが、先ほど言いましたとおり、18年12月の経済建設委員会であったんですが、それ以降、あまり、こういう大きな問題なので、できましたら議会へも逐次情報を入れていただいて、説明をいただけたらなど。最近、この開発だけではなしに、何かにつけて議会への報告が遅かったり、おろそかになったりしている部分がたくさんありますので、議会へもきちっと報告す

ると。こまごましたことまでは結構なので、大きな事業については必ず議会に説明をしていくんやということをお願いいたしたいと思えます。

それをお願いしまして、1の部分は終わりたいと思えます。

続いて、2のところなんですけど、教育長のほうから答弁をいただきまして、構造上、宿泊できない施設ということで答弁いただいたんですが、現在、宿泊されておる団体があるんです。何で宿泊できる人があって、宿泊できない施設になってるかというのが、私、大変不思議で仕方ないんですが、一部の人が宿泊できて、市民全体のというか、広くは宿泊できない施設になっているというのは、これはちょっと市の施設としてはおかしな施設ではないんかなと。

設置目的、管理規定、利用規則等、いろんな面できちとなされておるんかどうかなというの、大変疑問を感じています。その辺、現在、野営は別ですよ。テント張ってる部分がありますが、これはボーイとかガールが中心やと思えますけども、張ってるんですけども、実際に、体験棟で宿泊した団体があるわけですね。これはちょっと、この辺がおかしいんではないかなという気もするんです。

テントで野営されている方が、大雨とか何かで緊急避難的に体験棟を利用するというのは、これはもう当然のことなんですけど、テントを張らないで体験棟で宿泊しているということは、ちょっと先ほどの答弁からはおかしいんではないかなと思うので、その辺、ご答弁お願いいたします。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）ただ今おたがの件でございますが、私も宿泊された団体があるという確認はさせていただきました。ただ、その辺の、今、管理規定やら利用規則、そう

いった部分でどのようにそういった部分で許可が下りたかというのは、ちょっと私もそこまでは確認はできてないんですが、事実、団体がそういった宿泊で利用されたという経過はあるように聞いております。

以上です。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）そういう実態があるということは、これ、行政としてやってはならんことやと思うんです。そしたら、その管理規定というか設置目的は、先ほど教育長、言っていたんですが、その管理目的に沿って管理規定があって、利用規則が生まれてくるわけですけども、その辺がきちとされてないと。使用料についてもないんですよ。金額が決まってるんですよ。9時以降は1時間について何ぼとかというような使用料があるんやけども、宿泊というのは料金載ってないんですよ。載ってないということは宿泊したらあかんということなんですけども、そしたら、ある団体に宿泊させて、その宿泊料ですか、料金をどのように取ったのかという話も出てきますわね。取れませんか。おかしな話なんですよ。

そういうことがあるということでは話にならないので、きちとした、例えば同じ自然体験施設なんですけども、彦谷のひこばえの里なんていうのは、きちとなってますね。こんなパンフレットもできて、ちゃんとしてはるんですけども、何で郷土の森体験棟だけは、まあ言うたら何もないというか、市民からばって見てわかるような施設になってないというのが、一つ大きな問題やと思うんです。

この際、私は、宿泊施設として利用できるようにしていただきたいということもありますし、その利用規定、管理規則をきちとした中で、なおかつ市民に広く利用していただきたいというのが一つの目的なんです。

大変厳しい財政状況の中で、いろんな施設をつくっていかないといけないということなんであれば、現在の、現有の施設をより有意義に使っていくというのも一つの手かなと。現在、実際使っている団体があるのであれば、宿泊できるということなのでね。可能な施設やと。教育長は、構造上宿泊できない施設やと言われていますが、実際、宿泊している方があるのであれば、きちっと規則にして、宿泊できるようにする、してやるというのが、やはり一番ええことではないかと思しますので、少しその辺の観点から、答弁お願いいたします。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）ただ今、ご指摘がありました。ひこばえの里につきましてはトイレも、それからシャワー、お風呂、そういった設備も完備されていると思います。ただ、教育長答弁もさせてもらいました構造上というのは、あの設備にはトイレはございません。付近にはトイレがあってそれを利用されております。そして、シャワーももちろんございませんので、通常はそういった宿泊の機能は備えておりません。そういった部分で、現実に宿泊した例があるやないかということですが、それについては、ちょっと例外であったように私は感じております。

以上です。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）例外というか、泊まったということがあるんやから、それを教育委員会が見過ごすというか、宿泊施設でないのに泊まった例がありますと言うて、それで済むわけにいきませんわな。そんなん言うとなら、どこの施設にでも泊って、ああ終わりましたよ、泊めましたよ、ということになりますやん。そうでしょう。規定がないのに泊めた。そうでしょう。例外を認めて、そういうことしておったら、結構やはりあそこで

泊まりたいという方、たくさんおるんですよ。団体、スポーツクラブなんかはね。運動公園に近いし、夏場にクラブで合宿すると。そしたら、あそこで泊まりたいという方もたくさんおるはずなんですわ。そうでしょう。そんなときに、一部の人は泊めたけどということになって、規定がないのに泊めておいたら、また次、どんどんどん出てきたときに、どういう処置されるんかなと。

そしたら、あそこで、職員体制といいますか、たしか2名の方おられると思うんです。おられますね。そんな中で、その2名の方に全面的に任しておられるんか、何もかも含めて。これもそやけど、非常勤の嘱託か臨時の職員でしょう。ほんで、一週間に2回しか勤務せえへんという話、してますわね。私、その方に聞いたら、私らは5時頃までしかおりませんので、5時に帰りましたよと。宿泊される方がおってね。そしたら後、ほったらかしですわ。何十人も泊って。まあ20人ぐらいやったと思うんですが、泊って、そのままですよ。そしたら、何かあったときにどこが責任取るんですか。だから、これは教育委員会の所管になってるので、その辺も含めてきちっとやっていかんと、現状のままで放っておけば大きな問題が発生しますよ。

そやから、テントは張るのは構へんと。この規定にあります。野営は神野々の緑地と学習体験棟は野営は構へんと。野営可ということになっておるんですよ。ということは、あの前のほうでテントを張っても構へんよということなんです。それにしても、それはそれで、体験棟は泊まったらあかんようになってるのに泊めるというのもおかしい話なので、もうちょっと原因といいますか、何というか、今後どうきちっとやっていくのか、反省が全くないような気がするんですけども、その辺について。うん、泊めましたよだけでは済まん

と思うんですよ。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）議員のおっしゃるとおりでございまして、教育委員会としては、宿泊できない施設として把握しております。今までそういうことがあったようでございますけど、今後、徹底してそういうことのないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）きちっと管理規定、管理規則に基づいて対応をしていく、職員2名おられると思うんですが、きちっとやっていただくということにしておかんと、今まで終わったことはもう仕方ないんで、その辺はお願いしておきたいと思っております。

そんな中で、もう一度、宿泊棟として、宿泊施設として、その体験棟を活用する気があるんかどうか。できないんか、あるんかどうか。ほんでもう一点と、それと教育長は、野営ができるので炊事場等の施設を設置したいということをおっしゃられておるんですが、炊事場設置しても、教育長、下水が悪いんですよ。流したらあかん言うておるんでね。そんなもん炊事場つくったって何の意味もないんですわ。だから、下水も全然あそこに行っていない、悪いという状況の中で、炊事場つくったって何の役目も果たせへん。

そやから、僕言うてるのは、キャンプ、テントを張れる、ガールでもボーイでもそうですけど、子ども会でもそうですが、テント張ってもいいですよと言うのであれば、あそこにやはりキャンプサイト、炊事できる、最低ご飯とかバーベキューができるような施設を、キャンプサイトをきちっとしてやるのが、その施設を利用する方にとって大事な部分だと思うんですよ。ただ簡単に炊事場、流し一つか二つ置くんかどうかわかりませんよ。炊事

場といってもいろいろありますんで、炊事場と言うたら、流しだけと違って、炊いたりできるきちっとしたものをつくってくれるんか。

この間、課長に聞いたら、流しありますよと。流してあの体験棟の裏に二つほど汚いの置いておるだけですわ。だれも使っていない。使うたって流されへんのやから、そんなんは話にならないので、だからその辺、教育長、炊事場らしきものを、施設を設置するというご答弁いただけたので、どんなもんつくってくれるんか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）先ほど、野外活動を助ける炊事場の設置等という、等の中には、やはり今議員言われました、いろいろご飯を炊く場所とか、そういうところは含まれておりますので、そういうことを設置する方向でいきたいと、そんなふうにおっしゃっております。

○議長（中上良隆君）もう一つ。

○12番（辻本 勉君）体験棟。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）青少年がいろいろ体験して宿泊できるということは、私も大変大事なことやと思っておりますけども、やはり一番の財政的なことがございまして、それだけでございます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）もの言うたら財政ということなんですけど、少子化、少子高齢化、特に少子化の中で、市長も子育て支援とか、子どもたちにはどんどんどんどん使っていきたいというお話も、以前からずっとされておりますね。そやから、これ、僕、前はちゃんとしたものつくれということで、建設部長が、辻本さん、それは3億円ほどかかりますよという話もいただいたこともあるんですけども、そんないいものを望んでいるわけじゃないんですよ。だからほんまに、この2段ベッドで

簡単なもので、ログハウスでつくれば、そう費用もかからんと思うんです。

その辺、やはりこれからの橋本市にとって、せっかく運動公園もあって体育館もある、どんどんどんどんあそこを利用していただく、よそからも来ていただく。そうしたら、あそこで青少年の団体、各学校等のクラブが泊まれるということは、大変大事な部分やと思うんですよ。先ほど言いましたけど、ルートインで、ビジネスホテルできたって、子どもら団体で泊まれませんよ。大人は泊まったらいいんですよ。大人は市長、せっかく企業誘致の関係でつくっていただいたので、大人はあそこへ泊っても構へんけども、子どもらの団体はああいう自然の中で泊めてやるというのが大事やと思うんです。

だから、その辺、財政厳しいと言いながらも、250億、60億円の予算組んでんのやから、そのうちの何%かにも満たらん、ほんまに微々たる金額やと思います。もうちょっと前向きに考えてもうて、ほんまに橋本市の子どもたちにとっていいもんをつくってやる。将来の橋本市のためにやっていくんやという姿勢を、めり張りというのは大事やと思うんですよ。そうでしょう。教育長いつも、子どもたちのために、私は橋本市の子どもたちのためになることをどんどんやっていきますと。市長も、子どものためには何ぼ使うてもええよと言うてくれておるしね。その辺、もうちょっと教育長も市長部局のほうへ、財政にも話してもうて、やはりどれぐらいかかるんやということも検討した中でね。

あそこへ行ったらこういうの張ってます。要望が出てる分が。ひだまり倶楽部とかいろんな団体から要望出て、これ、ログハウスの、あの体験棟の中にばんと張っておるんですわ。こういうの欲しいということやね。これ、そんな大層なもの違います。でも、こんなん知

らんでしょう。悪いですけど。こういうものをやはり欲しいという要望なんですよ。ないから、まあ言うたら、言うてきたらあそこへ泊らせておるといような、そういうあやふやなことをやっておるわけですからね。

この際、一度、これとは言いませんが、簡単なもので子どもたちが30人、50人泊まれる、2段ベッドで寝たらええわけですわ、子どもやから。寝袋で寝てもええし。そういう施設をつくってあげたらね。あとはもうトイレとシャワーだけですわ。それしようと思ったら下水の問題もあるんですけども、下水の部分ももうちょっと勉強していただいて、炊事場等の施設をつくると言いながら、下水がどないもならんのやったらつくれませんからね。その辺もちょっと勉強してもらわないかので。それはあまりにも教育委員会として、ひだまりの郷の郷土の森体験学習を、まあ言うたら、ほったらかしにしているということが、そういう知らんうちに団体が泊っていると、宿泊できない施設に泊まっておるといこともあるので、今後、やはりあそこをもっと、より活用してもらうために、充実するためにどないしてええんやということや、きっちり検討していただきたいんです。もう一度、炊事等の施設だけと違って、簡易な宿泊棟、ほんまに前向きにいっぺん勉強して、どれぐらいかかるのかも調べて、それはボーイ、ガールの意見も聞きながら進めていくというか、いっぺん頑張るとい気持ちないんかどうか、その辺ちょっと教育長。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）本当に私ら、子どもたちのために、それは中心でやっております。今、議員言われたとおり、本当に青少年の方々や部活の後とか、いろいろやった後で泊まるとするということは、大変大事なことで、本当に私も欲しい施設でございます。議員言われ

ますように、財政上でしてしまうだけやなしに、勉強させてください。そういうことで、よろしく願います。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ありがとうございます。教育長、そういうことで、勉強させてくれということなんです、市長にも最後にいっぺん、市長のお考えを、市長も教育長も子どものためにと言うてくれるばかりなので、やっぱり目に見えるものはつくってもらわんとね。口で言うのは簡単ですよ。子どものために、子どものために言うておったら、当たりさわがないし、子どものことをしておいたら、だれも親も文句言えん、おじいちゃん、おばあちゃんも文句言えへんけども、実際、こんなもんつくったらええという、なかったらやっぱりだめやと思うんです。何やってくれたんよと。そうでしょう。そやから、市長、まあ言うたら大人のために川沿いに、市長も散歩してはりますけど、3,000万円ほどかけて遊歩道つくられましたわな。そうでしょう。そしたら、今度は子どものために何かつくったろうかと、そういうことも大事やと思いますんで、市長、ちょっと最後をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）辻本議員の再質問にお答えしたいと思います。

運動公園の隣接するところの、ひだまりの郷というんですか、私もああいうことは好きでしてね。あそこへもう回数、何回行ったかわかりませんほど行ってます。ところが、老人会の方が多いんですよ。なぜ多いんか、老人会の方も、子どももうちょっと来てもうたらなど。反発するんやないですけどね。それはやっぱり陶芸する窯とか、竹の炭焼くところとか、あるいは木工教室、あれは子どもらも

使うんですが、炊事場もあるんですけども、十分やございません。

やはり私はもう少し、そういうキャンプ等、あるいはああいう青少年の健全育成に向けて、いろいろとある程度大きな枠の中でやるとすれば、やはりオートキャンプ場とか、あるいは玉川とか水辺の多いところが望ましいのではないかなと。あそこでしますと、やっぱり上水はありまして下水の、これもやり方によっては、これもつながなくても合併浄化槽にという。行政がやる以上はきちっとしたものを、環境上、衛生上、そういうものをしていかないと、今ではあの内容は不十分なことは確かです。ほんで、よく十分、何べんも行って理解しておるわけでございますので、また教育委員会とも、今後できるだけ少子化の中で、本当にうまくそういう環境の周辺の整ったところで、いろいろと野外活動することは健康管理上も望ましいと思います。

一つだけ申し上げておきますけども、あそこへ行きますと、名前は言いませんけど市の職員が非常に熱心な方、ちょっとおりましてね。だれがチェーンソーで遊歩道の道、やっておるのかなと思つてのぞいたら、そうしたらあんた来とるんかいよというようなことで、市の職員が汗まみれで遊歩道の間伐をしながらやっておるということ、これもやっぱり私なかなか大したもんやなど、評価しております。

そういうことで、何とか財政多難な折から、市の職員にできるだけチェーンソーで切つてもうて遊歩道したり、効率的に、やるかやらないかは、ひとつ教育委員会とも十分考えさせていただいて、可能な限り前向きにとらせていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）これをもって、12番 辻本君の一般質問は終わりました。